

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7. 4. 30	令和7年度広報ラジオ番組「安撃！サッポロロッタ」制作放送等業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	1,299,980	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R7. 4. 30	令和7年度広報ラジオ番組「GrooveSAPP-RO」制作放送等業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	1,299,980	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R7. 4. 30	札幌市コールセンター増席対応業務（戸籍への氏名の振り仮名記載）	リンケージサービス株式会社	14,229,160	R7. 4. 24	R7. 4. 24 ～ R7. 10. 31	戸籍法改正及び戸籍に記載する振り仮名を記載した通知書の発送に伴い問い合わせ対応については、各区戸籍住民課の事務負担を軽減するため、コールセンターを開設して問い合わせ対応の体制を整備する必要がある。 体制の整備にあたっては、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせの他、令和8年5月頃まで恒常的に一定数の問い合わせが見込まれることから、これらに対応できるよう整備する必要がある。 札幌市コールセンターで体制を整備した場合、通知書発送直後に急増が見込まれる問い合わせについては期間を定めてオペレーション席を増席して対応することができ、専用コールセンターを新規開設するよりも人件費コストが削減できる。 また、契約期間終了後は通常の戸籍住民課関連の問い合わせと同様に平常業務として対応することで恒常的な対応が可能となり、引き続き各区戸籍住民課の事務負担が軽減される。 以上の通り、「札幌市コールセンター運営業務」を受託している左記事業者に本業務を委託することは、他の事業者に委託することと比較し、経費の節減が確保でき、各区戸籍住民課の事務負担も軽減できるため、競争に付すよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 住民情報課 011-211-2296
R7. 4. 30	札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務（令和7年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	86,900,000	R7. 4. 4	R7. 4. 4 ～ R7. 9. 30	本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式IP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によりこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R7. 4. 30	グリーントランスフォーメーション推進室カラー高速複合機保守業務（単価契約）	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社	2,591,429	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、令和6年4月1日に借受を開始した富士フイルムセジネスイノベーション（株）（旧社名：富士ゼロックス（株））製の複合機の保守業務である。同社製の機種を修理するには、保守業務を含めた特約店契約を締結している必要があるが、現在札幌市内に保守業務を含む特約店契約をしている業者は存在せず、左記事業者以外で、保守業務を行える事業者は存在しない。また、仮に、左記事業者以外で保守業務を含む特約店契約をしていない事業者が富士フイルムセジネスイノベーション（株）製の機種を修理した場合は、本市により改造とみなされ、その後の修理を同社に依頼することができなくなる。以上の理由により、本業務を委託できるのは左記事業者に特定されるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部企画課 011-211-2192
R7. 4. 30	景観形成基準等の解説本作成等支援業務	歴史地域未来創造株式会社やまチ	8,965,000	R7. 4. 15	R7. 4. 15 ～ R8. 3. 20	本業務は景観法のみならず、建築基準法や都市計画法、屋外広告物法などの各種法令等に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることなどから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争（アロバザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「景観形成基準等の解説本作成等支援業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R7. 4. 30	令和7年度真駒内駅前地区における景観デザインガイドライン作成業務	歴史地域未来創造株式会社やまチ	3,575,000	R7. 4. 18	R7. 4. 18 ～ R8. 3. 17	本業務は、真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を前提とした良好な景観を誘導するため、令和5年度に実施した「真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務（以下「検討業務」という。）」において示された景観配慮の手法例を基に、前提条件の変化等に合せた手法例の精査及び深度化を図り、その内容をわかりやすく伝える景観デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成するものである。本業務は過年度の業務成果を土台として行うものであることから、業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種の業務経験を有するなど、履行に必要なノウハウ等を有するだけでなく、過年度業務実施当初の前提条件及び業務の検討内容を十分に理解することが不可欠であり、併せて、地域特性、真駒内駅前地区全体のまちづくりに係る検討経緯や論点等についても把握する必要がある。 当該ガイドラインは、真駒内駅前地区地区計画等が令和7年3月7日に都市計画決定され、業務に必要な仕様が令和6年度末に整ったところであり、令和8年度に予定されている真駒内駅前地区A街区における開発事業者の募集にあたり、準備を求める要件となることから、令和7年度内に策定する必要がある。 これまで、真駒内駅前地区全体のまちづくりの取組は地域の理解を得られるよう関係を深めてきたところであり、取組の一つとなる当該ガイドラインの作成についても、地域の理解が不可欠となっている。当該地区の景観に関しては地域の関心も高く、土地利用再編の計画の詳細が明らかになるにつれて不安の声が高まってきたことから、今後、地域の協力を得ながら同地区のまちづくりの推進を図るためには、地域の声に真摯に向き合う姿勢を示すべく、早期に案を提示し、理解を深めてもらうとともに、十分に意見を聴くための期間が必要である。 その意見の反映検討の期間も考慮すると夏頃には案の提示が必要であり、極めて短期間で案を作成する必要がある。ガイドラインの当初案（概要）の作成には、前提条件の整理・把握をはじめとする諸条件を十分踏まえた検討が必要であることから、本業務を的確かつ確実に履行できるのは過年度の検討業務を行った当該事業者をおいて他にいない。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7. 4. 30	令和7年度カーリング普及促進業務	(一社) 札幌カーリング協会	4,752,000	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7. 4. 30	運動部活動アスリート派遣業務(単価契約)	一般社団法人A－b a n k北海道	15,840,000	R7. 4. 2	R7. 4. 2 ～ R8. 3. 31	本業務は、中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、30部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7. 4. 30	どうぎんカーリングスタジアム地中熱交換機保全業務	ゼネラルヒートポンプ工業株式会社北海道支社	1,738,330	R7. 4. 7	R7. 4. 7 ～ R7. 9. 30	本業務は、どうぎんカーリングスタジアムの地中熱交換機の各種部品を交換するものである。 本業務の対象である地中熱交換機は、メーカー独自の技術が使用されており、メーカー以外に既存設備との互換性を確保しながらの部品交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7. 4. 30	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)、札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	143,994,789	R7. 4. 17	R7. 5. 1 ～ R8. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、ウェルネス推進部及び保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7. 4. 30	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2,500,000	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的な知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的な知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3513
R7. 4. 30	シニアワーキングさっぽろ2025開催業務	株式会社北海道アルバイト情報社	20,975,900	R7. 4. 14	R7. 4. 14 ～ R8. 3. 19	本事業は、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会を行うものであり、高度かつ専門的な業務であることから、受託業者の選定にあたっては、実施体制や運営、周知広報等について総合的な実施案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した業者を選定の上、契約事務を進める企画提案方式を採用。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R7. 4. 30	公共土木積算システム保守運用業務その1	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R7. 4. 15	R7. 4. 15 ～ R8. 3. 31	「公共土木積算システムAKRES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。 当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R7. 4. 30	令和7年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	12,100,000	R7. 4. 9	R7. 4. 9 ～ R8. 3. 13	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R7. 4. 30	令和7年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	15,935,700	R7. 4. 9	R7. 4. 9 ～ R8. 3. 13	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築指導部管理課 011-211-2859

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結 年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7. 4. 30	回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の航 法データベース更新業務	株式会社海外物産	3,730,870	R7. 4. 17	R7. 4. 17 ～ R8. 3. 31	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条の4に基づき作成した当局の回転翼航空機（レオナルド式AW139型。以下同じ。）の飛行規程において、航法データベースについては、最新版であることを規定しています。 また、当局の回転翼航空機に装備している飛行管理装置【FMS（Flight Management System）：飛行条件に応じて運航コスト上最適な速度や経路を計算し、それに基づき離陸から着陸までエンジン出力調整や操縦等の飛行管理を自動的に行う装置】のマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。 そのため、今回、航法データベースを更新するに当たり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。 なお、日本国内において、ハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されているのは、株式会社海外物産が唯一の企業となります。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R7. 4. 30	令和7年度図書館電算システム用機器再々 リース	NECキャピタルソリューション 株式会社	4,449,357	R7. 4. 1	R7. 4. 1 ～ R7. 12. 31	令和7年3月31日をもって再リース契約期間が満了する図書館電算システム用機器については、次期システムへの更新が令和7年12月末となるため、令和7年4月1日以降も機器を継続して使用するために再々リース契約を締結する必要がある。これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。